

道内市町村における 景観行政団体への移行状況について

第49回 北海道景観審議会

令和2年(2020年)8月24日開催

北海道建設部まちづくり局
都市計画課景観係

前回の第48回北海道景観審議会（書面開催）にて、道内市町村における景観行政団体への移行状況に関して、次の意見及び質問があったことから、令和2年(2020年)4月に実施した調査結果及び経過等についてご報告します。

○第48回北海道景観審議会における意見等

- ・富良野市がどのような活動をしているのかをモニタリングして、景観行政団体移行への課題を抽出する勉強会を開催するのもありか。
- ・景観行政団体への移行を検討していない市町村について、独自の条例等の指定状況は？また、何が検討できない原因は調査できているか？

※ 第48回北海道景観審議会の報告事項

【資料3】 道内市町村における景観行政団体への移行状況について

2 景観行政団体に移行を目指す道内市町村の動きについて

景観行政団体となる意向について、道内市町村に調査（令和2年(2020年)4月1日現在）を実施した結果、次のとおり景観行政団体への移行を目指す市町村の動きが活発になっており、検討している市町村等も含め、道では、情報発信や技術的助言など市町村に向けて積極的に取り組んでいきます。

- (1) 景観行政団体への移行に向けて取組を行っている道内市町村
 - ・倶知安町、伊達市、洞爺湖町、弟子屈町
- (2) 景観行政団体への移行に向けて検討している道内市町村
 - ・12市町村

1 景観行政団体について

景観行政団体とは、景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体のことで、政令市及び中核市以外の区域は、都道府県のことです。

また、都道府県に代わって景観行政事務を処理する市町村は知事との協議によって景観行政団体に移行することができる(法第98条)としています。

【景観法】

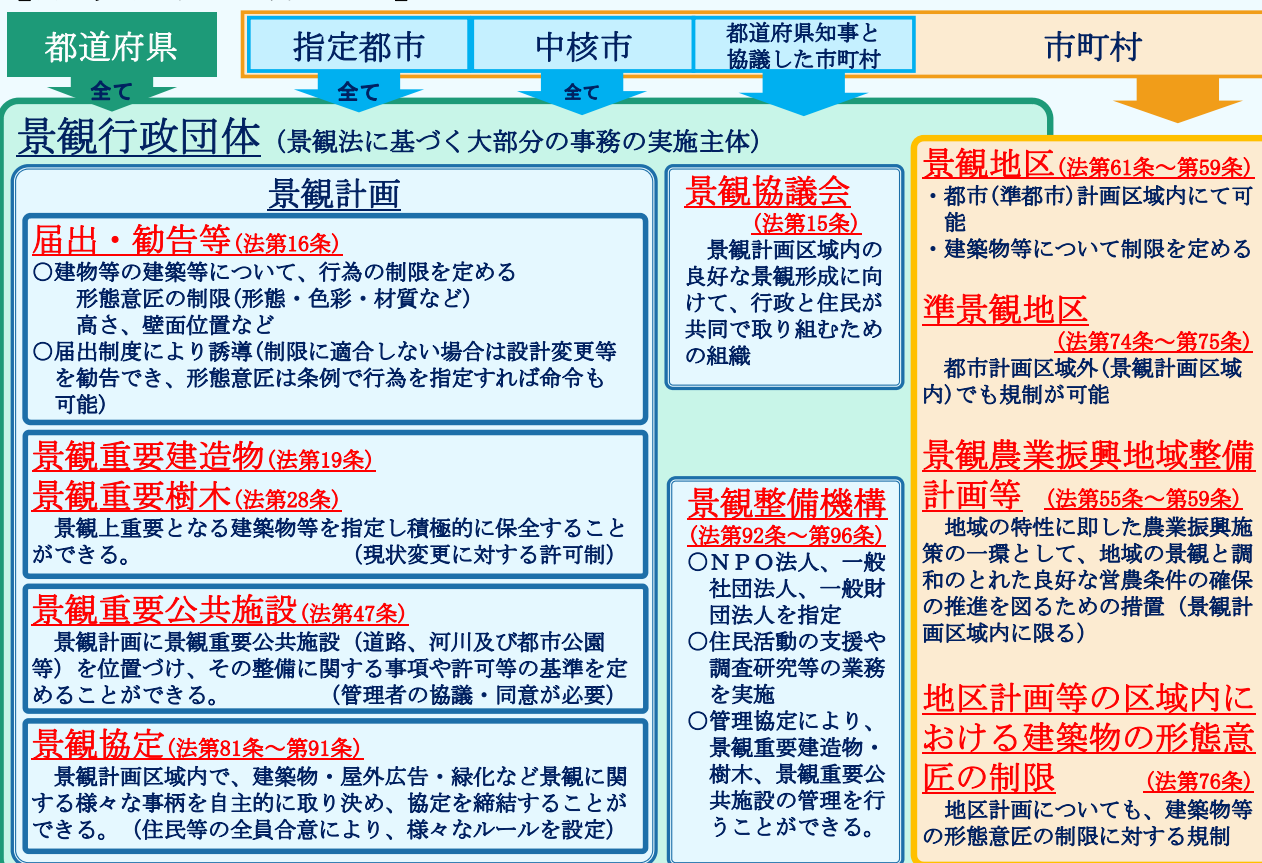
(市町村による景観行政事務の処理)

第九十八条 指定都市又は中核市以外の市町村は、当該市町村の区域内において、都道府県に代わって景観行政事務を処理することができる。

2 前項の規定により景観行政事務を処理しようとする市町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 その長が前項の規定による協議をした市町村は、景観行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

【景観行政事務とは】



【景観計画とは】

(1) 景観計画の特徴

- ・ 景観行政を進めるにあたっての基本的な方針を定めた計画。
- ・ 都市計画区域外も含めて計画を定めることが可能。
- ・ 景観計画区域を対象として、景観重要建造物、景観重要樹木、景観協議会、景観協定等の規制誘導の仕組みを活用することが可能。
- ・ 景観計画区域内において、一定の建築行為等を行う場合には、景観行政団体の長への届出が必要となり、必要に応じて、勧告・変更命令等を行うことが可能。
- ・ 条例等で定めることにより、地域の実情に応じた計画とすることが可能。

5

(2) 景観計画に定める事項(法第8条第2項)

○必須事項

- ・ 景観計画区域 (法第8条第2項第1号)
- ・ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 (法第8条第2項第2号)
- ・ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第3号)

○良好な景観形成のために必要な場合に定める事項 (法第8条第2項第4号)

- ・ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ・ 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・ 景観重要公共施設に関する占用等の基準
- ・ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ・ 自然公園法の許可の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの

景観計画にて、一体的に位置づけることにより、調和のとれた良好な景観形成が推進されます。

○定めるよう努めるもの

- ・ 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項)

6

【景観計画区域とは】

景観計画は、都市部から農山漁村まで、幅広い地域にて区域が設定することが可能



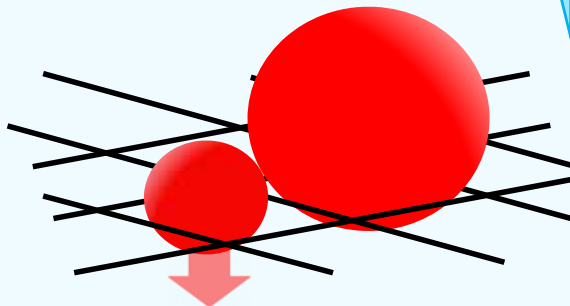
7

【道と市町村との比較】

《北海道景観条例》

最低限の基準

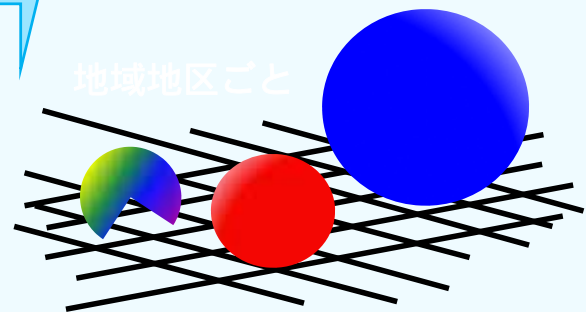
- ・ 規模を定めて届出
- ・ 規制は主に色彩（命令）
- ・ 形態意匠は無規制（届出制）



例えば、「大規模」・「けばけばしい」ものには、フィルターをかける機能はある。

《市町村の場合》

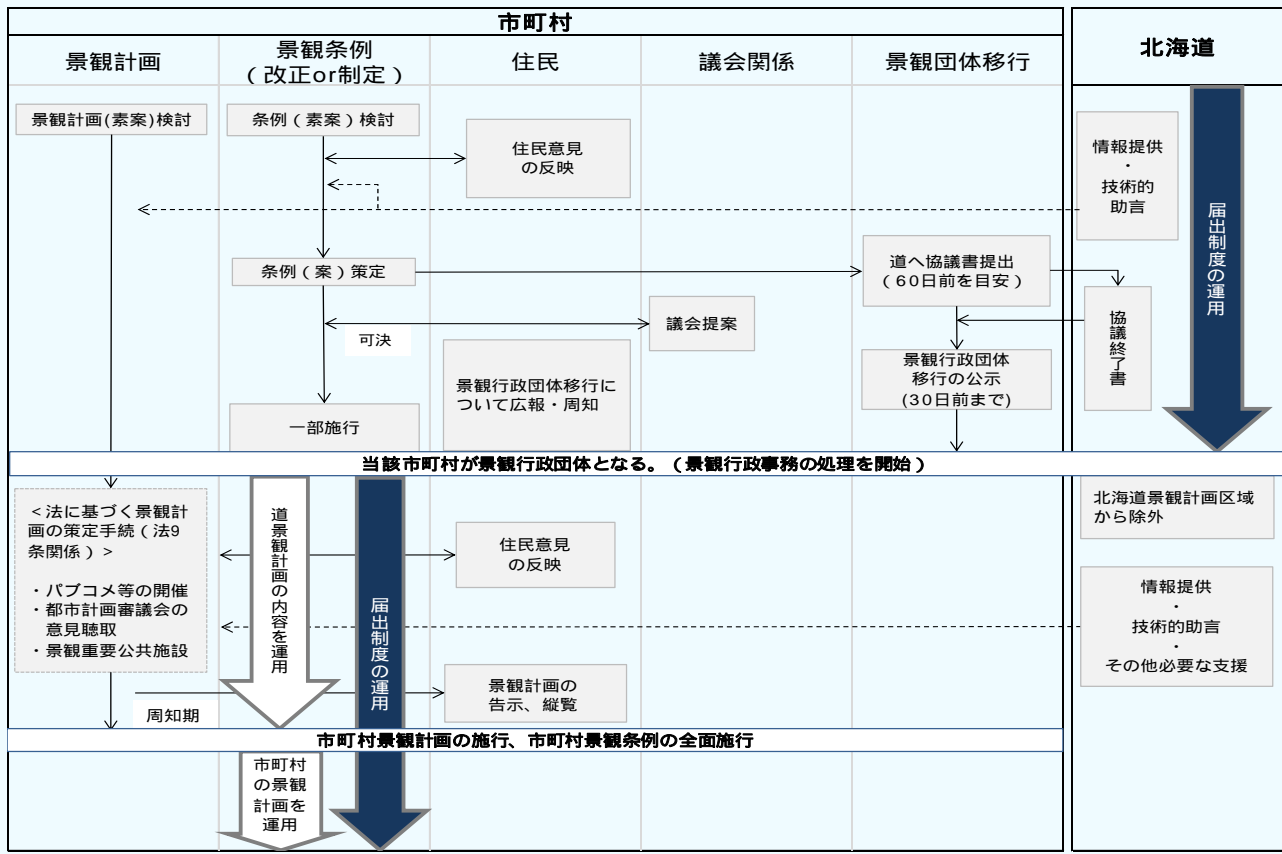
地域の特徴に応じた
きめ細かな
規制誘導方策が可能



色や形など

8

【景観行政団体への移行フロー】（標準的な例）



9

2 景観行政団体への移行状況について

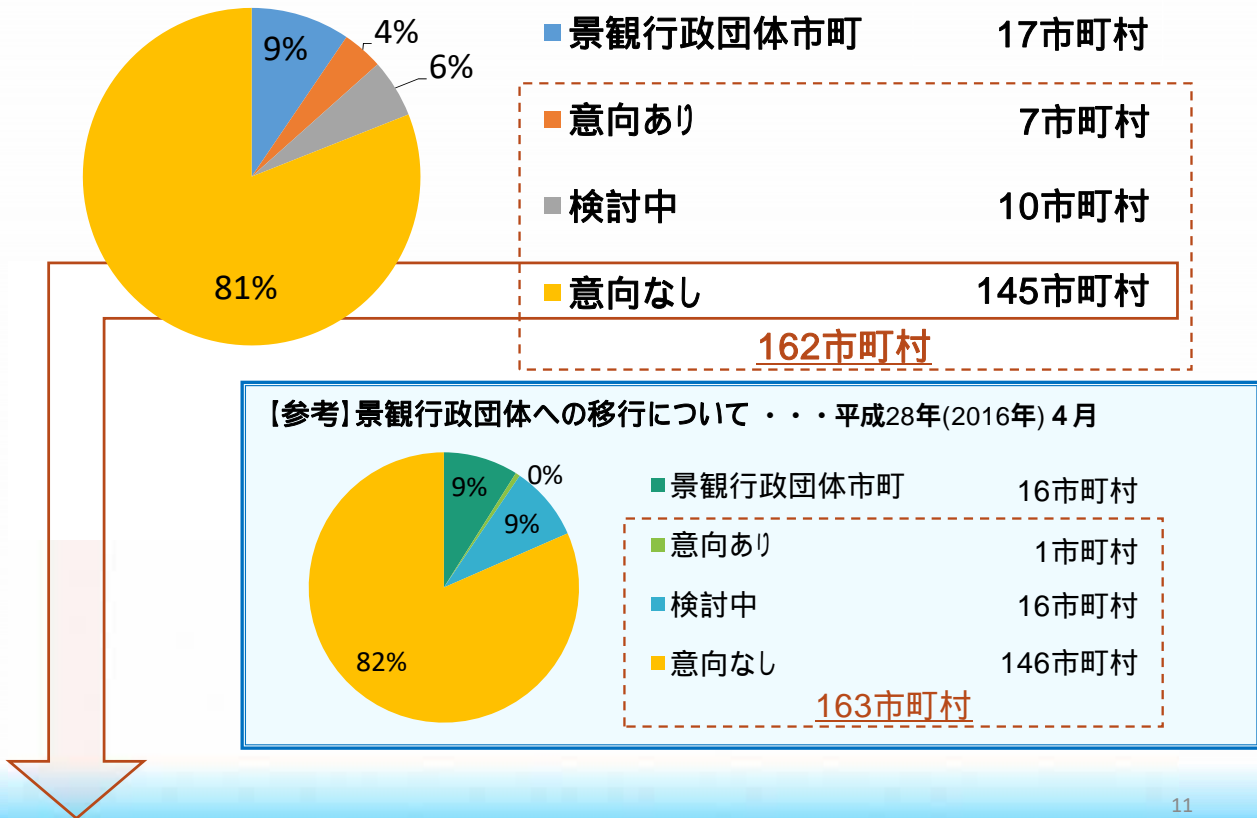
毎年、道内市町村に「市町村における景観条例等に関する調査」(4月1日時点)を実施し、次の項目について状況確認を行っています。

【調査項目】

- 1 基礎情報
 - (1) 景観行政団体となる意向確認
 - (2) 1(1)で意向がないと回答した理由
- 2 景観行政団体以外の市町村への質問
 - (1) 景観に関する条例の有無
 - (2) 2(1)で有の場合、定めているもの
 - (3) 景観条例・計画以外に、景観形成に関するガイドライン等の確認
 - (4) 市町村での景観施策への取組状況

今年度の調査結果(令和2年(2020年)4月1日時点)につきましては、次のとおりです。

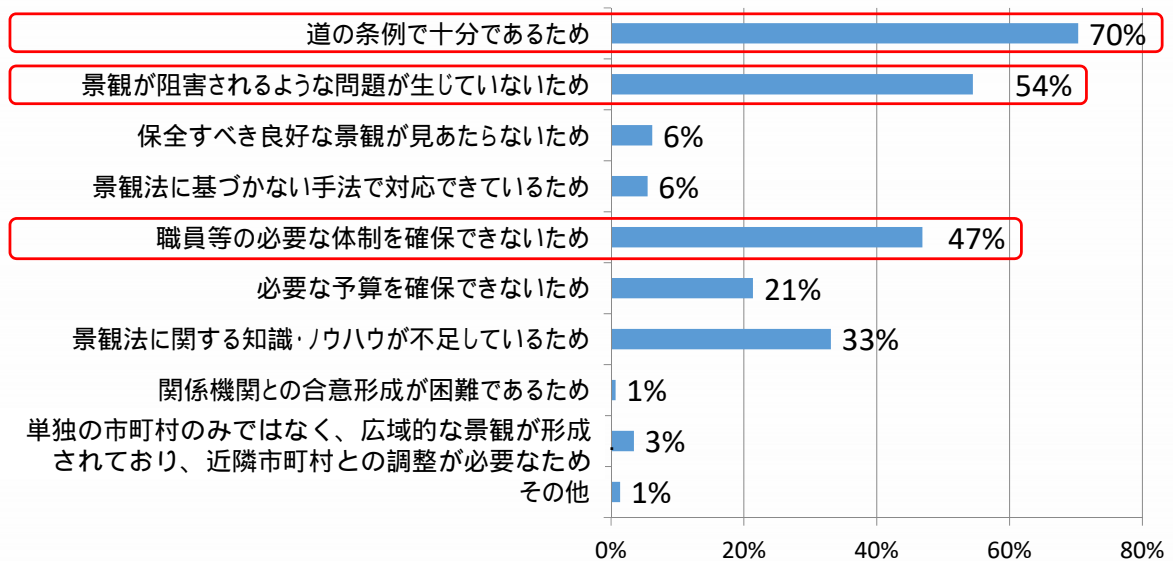
【1】 景観行政団体への移行について



11

【2】 景観行政団体へ移行しない理由（複数回答）

について



景観法に基づかない手法

- ・ 自主条例、要綱など
- ・ 他法令：自然公園法、北海道遺産、ラムサール条約等

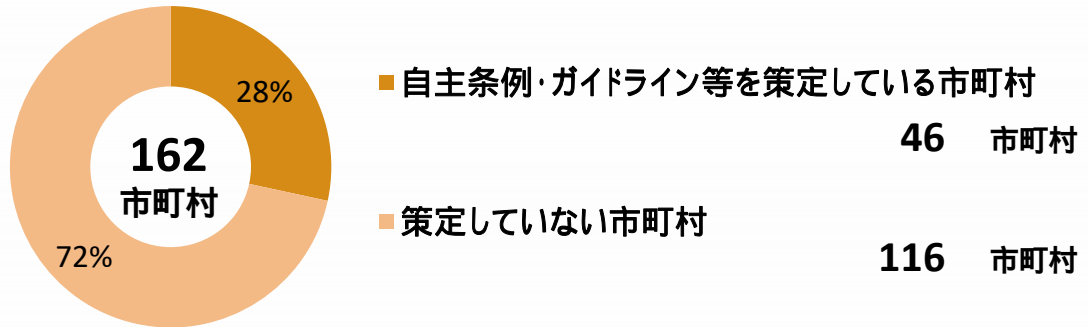
その他の理由

- ・ 景観形成を進めるべき場所が景観法よりも強固な規制により保全されているため
- ・ 「日本で最も美しい村」連合に加盟し、独自の景観等保全事業を実施しているため

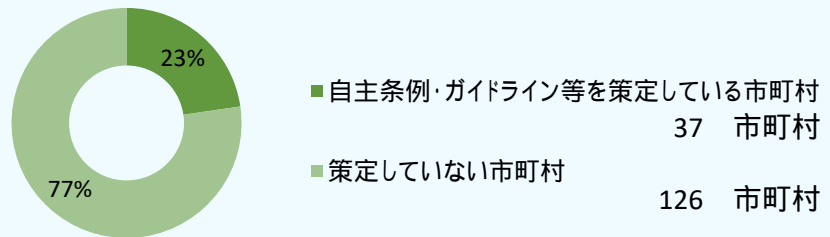
12

【3】 景観行政団体以外の 市町村における景観形成の取組みについて

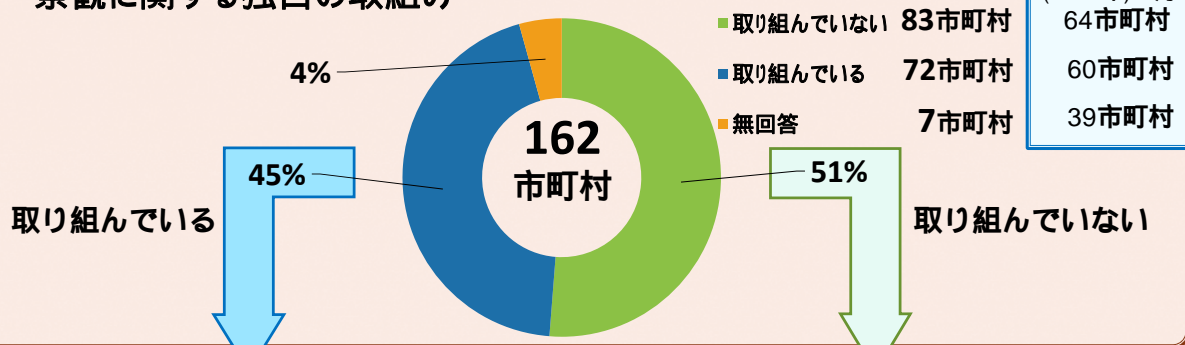
自主条例・ガイドライン等の策定状況



【参考】自主条例・ガイドライン等の策定状況 ……平成28年(2016年)4月



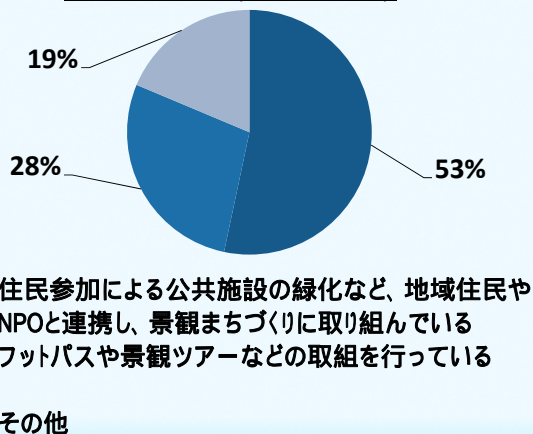
景観に関する独自の取組み



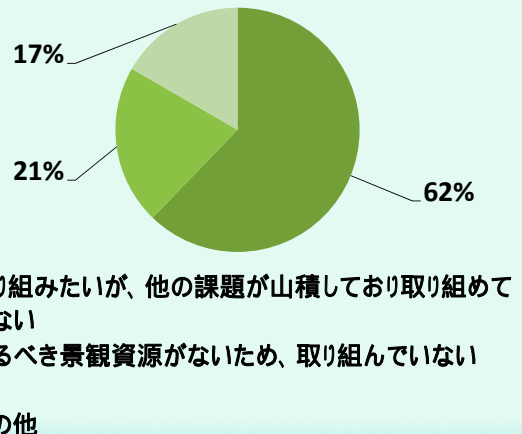
取り組んでいる

取り組んでいない

取組内容(複数回答)



取り組んでいない理由



【4】 景観行政団体以外の市町村における 条例及びガイドライン等の制定状況について

	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
夕張市	夕張市都市景観条例	H24.2		
江別市			江別市景観形成基本計画	H18.1.23
千歳市			ちとせ都市景観ガイドプラン	H13.3.1
北広島市			北広島市都市景観基本計画における 色彩等取扱基準	H29.7.19
蘭越町	蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例	H17.3.11	蘭越町景観形成推進要綱	H8.11.1
ニセコ町	ニセコ町景観条例	H16.3.15		
真狩村			市街地道道沿線地区街並み形成ガイ ドライン	H14.3.1
室蘭市			室蘭市都市景観形成基本計画	H9.3.1
登別市	登別市景観とみどりの条例	H28.2.24	登別市景観形成基本計画	H15.3
様似町	ふるさと様似の景観づくり条例	H6.9.30		

15

	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
松前町			松前町歴史を生かす街並み整備モデ ル地区整備計画書 歴史を生かした街なみ景観づくり要綱	H7.3 H14.3.7
江差町	ふるさと江差の街並み景観形成地区 条例	H8.3.25	江差町歴史的景観形成基本計画	H8.7.9
富良野市	富良野らしさの自然環境を守る条例	H2.12.12		
上川町	上川町景観まちづくり条例	H14.3.25		
占冠村	美しい占冠の風景を守り育てる条例	S62.3.18		
利尻富士町			利尻富士町街なみ景観要綱	H5.12.20
網走市			網走市景観と緑の基本計画	H18.3.1
訓子府町			訓子府町景観ガイドプラン	H12.10.1
滝上町	滝上町童話村まちづくり景観条例	H25.3.14		
西興部村	美しい村づくり条例	H11.10.1		
音更町			音更町景観づくり基本計画	H7.3.1

16

	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年 月 日	名称	公 布 年 月 日
中札内村	豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例	H13.3.12	農村計画ガイドライン 景観形成指針 景観づくり・なかさつないルール	H5.5 H15 H27.3
更別村	更別村景観保全条例	H15.9.30		
陸別町			陸別町景観形成補助金交付要綱	H10.3.30
標津町			標津町景観ガイドプラン	H2.4.1

※ この他に、景観に配慮した内容が盛り込まれた再生エネルギーや環境関連の条例又はガイドラインを策定している市町村が増えている。

(1) 景観法に基づく景観地区を定めた市町村

- ・ 倶知安町 倶知安の美しい風景を守り育てる条例 (H20.2.18)
- ・ ニセコ町 ニセコ町景観地区条例 (H21.6.26)
- ・ 富良野市 富良野市景観地区条例 (H29.12.6)

(2) 富良野市については、令和2年(2020年)8月1日付けで「富良野市景観条例」が施行され、景観行政団体に移行したことに伴い、平成2年に制定した「富良野らしさの自然環境を守る条例」は廃止となっています。

17

【5】 令和2年(2020年)8月1日現在の状況について

(1) 道内の景観行政団体は、8月1日付けで条例が施行された富良野市が追加となり、18市町村となる。

- ・ 4月時点 9%
- ・ 8月現在 10%

(2) 景観行政団体への移行を目指す市町村は、7市町村より意向を受けており、条例や景観計画の策定への助言や情報提供などの支援を行っています。

- ・ 前回(第48回北海道景観審議会)の報告した4市町村
倶知安町、伊達市、洞爺湖町、弟子屈町
- ・ 今回、報告する7市町村
倶知安町、千歳市、伊達市、洞爺湖町、弟子屈町 外2市町村

(3) その他の市町村につきましては、全道の会議・個別の市町村との打合せ等にて、景観行政団体への移行に向けて検討していただくよう働きかけている。

※ 市町村より、策定するための予算や人工が足りないなどの回答が多い。

18

【道の景観計画区域】



・一般区域



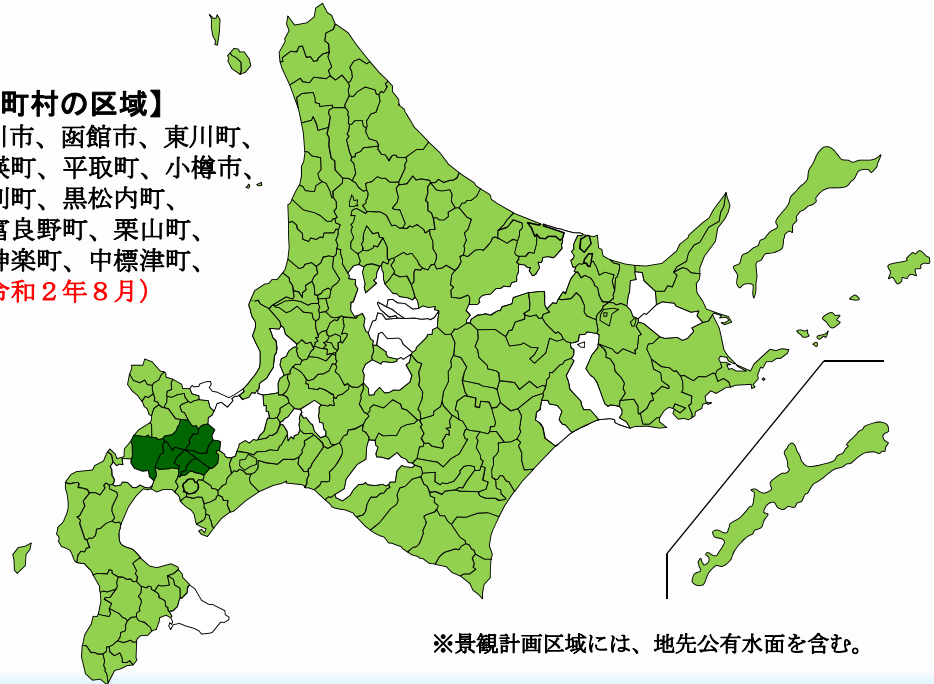
・羊蹄山麓広域景観形成推進地域

(蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町)

【景観行政団体である市町村の区域】



・札幌市、旭川市、函館市、東川町、
清里町、美瑛町、平取町、小樽市、
長沼町、当別町、黒松内町、
釧路市、上富良野町、栗山町、
北見市、東神楽町、中標津町、
富良野市 (令和2年8月)



※景観計画区域には、地先公有水面を含む。